

# 平成十一年法律第二百六十七号

独立行政法人国立青少年教育振興機構法  
目次

第一章 総則（第一条—第五条）
第二章 業務等（第十二条—第十三条）
第三章 雜則（第十四条）
第四章 罰則（第十五条・第十六条）
附則

## 第一章 総則

### （目的）

この法律は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立青少年教育振興機構とする。

### （機構の目的）

第三条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に対する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

### （中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第五条第二項並びに独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）附則第十一条第一項及び第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

## 第二章 役員及び職員

### （役員）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（理事の任期）

理事の任期は、二年とする。

### （役員及び職員の地位）

第十条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十一條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。

二 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。

三 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。

四 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。

五 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。

六 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

七 青少年教育に関する団体に對して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他 の体験活動の振興を図る活動

ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他 の子どもの読書活動の振興を図る活動

ハ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる

子ども向けの教材の開発

八 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

ハ 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を行つてはならない。

（積立金の処分）

第十二条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができることにより、文部科学大臣は、前項の規定による承認をしよとするとときは、財務大臣に協議しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしよとするとときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金）

第十三条 機構は、第十二条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

規定期により政府が示した金額及び基金に充てる部分に限る。の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 機構は、基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「基金の運用利益金」という。）を、助成業務の財源に充てること以外の用途に使用してはならない。ただし、第十二条第一項の業務のうち助成業務以外のもの（以下この項において「研修等業務」という。）の遂行上特に必要があるときは、助成業務の遂行に支障のない範囲内で、文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、基金の運用利益金のうち未使用的部分の額に相当する金額を、助成業務の財源に充てるために留保されるべき負債として整理するものとする。

3 機構は、主務大臣等は、それぞれ文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額に処する。

6 文部科学大臣は、前項に規定する場合に該當する場合に該當する場合は、二十万円以下の過料に処する。

7 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。



一項に規定する職員（同第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間みなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

ンタ－ 独立行政法人 国立女性教育会館 独立行政法人 国立国語研究所 独立行政法人 国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人 防災科学技術研究所、独立行政法人 放射線医学総合研究所、独立行政法人 国立美術館、独立行政法人 国立博物館及び独立行政法人 文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人 物質・材料研究機構、国立研究開発法人 防災科学技術研究所、国立研究開発法人 放射線医学総合研究所等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人 放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第二条の国立研究開発法人 放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人 国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第二章

等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあっては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあっては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあっては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあっては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人人物質・材料研究機構を退職した者にあっては独立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあっては独立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあっては独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

る日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一條第一項に規定する業務に關し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

青年の家の家等は、この法律の施行の時において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

4 は、政令で定める。

3 は、その時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 は、この法律の施行の際に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

1 は、前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、法律第百三号。以下この条において「通則法」としては、青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)。以下この条において「通則法」としては、

うものとする。  
事業報告書及び決算報告書の作成等について  
は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行  
う。」第三十八条の規定による財務諸表、

5 青年の家の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十

二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

青年の家の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理について、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

青年の家の等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定

による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法

第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家の等の平成十三年四月一日に始まる中期目標における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例

により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の一」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育

振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、  
「次の中期目標の期間における前条」とあるの  
は、「中期目標の期間における独立行政法人国立  
青ノ丘教育振興機構法(平成二一年法律第二百六  
条)」の規定である。

青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十  
七号）第十一條」とする。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資) る。

**第十条** 附則第八条の規定により独立行政法人国  
立青少年教育振興機構が國の有する権利及び義

務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出资されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家の法第十二条第一項又は旧少年自然の家の法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出资されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償化用）

**第十一條** 内閣総理大臣は、この法律の施行の際に独立行政法人国立青年の家に使用されていいる国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第十四条** 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日法律第七第一条）  
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二〇年一二月二六日法律第一五号)抄

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定、第二条(第一号に係る部分に限る。)の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定(独立行政法人国立国語研究所(以下「国立国語研究所」という。)に係る部分に限る。)、同条第十項の規定、同条第十二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第三条第一項の規定(附則第六条第一項及び第二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第十五回の規定(附則第十六条の規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)、附則第十九条の規定(附則第二十条の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条のうち船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定)平成二十一年十月一日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定(公布の日

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令による

（その他の経過措置の政令等への委任）  
**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令（人手続その他の行為であつてこの法律による改正手続のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）  
**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。  
**附 則**（平成二七年七月八日法律第五一  
号抄）  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八)  
**(施行期日)** 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。